

答申第119号
平成15年2月24日

千葉県企業庁長
松戸和雄様

千葉県情報公開審査会
委員長 古幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成12年10月4日付け企二用第42号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年6月26日付け異議申立人から提起された、平成12年5月26日付け企二用第28号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県企業庁長は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした情報のうち、次の部分は公開すべきであるが、その余の部分についての決定は妥当である。

- (1) 支出（振替）回議書（支出回議書番号第57号）の金額（5か所）
- (2) 請求書の請求額及び消費税額
- (3) 委任状の委任料（前払金）
- (4) 訴訟委任契約書の委任料及び消費税額、分割払額及びその消費税額
- (5) 弁護士報酬額についての報酬額、消費税額、（民事事件）経済的利益の額及び報酬額（算定の上限額）、一件当たりの報酬額、事件数、算出される報酬額
- (6) 訴訟委任契約書（案）の委任料及び消費税額、分割払額及びその消費税額

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県企業庁長(以下「実施機関」という。)が、平成12年5月26日付け企ニ用第28号で行った「支出(振替)回議書（支出回議書番号第57号）」、「資金前渡支払精算書」及び「支出回議書（支出回議書番号第50号）」(以下「本件文書」という。)の公文書部分公開決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 千葉県庁の公文書は、すべて県民のためのものである。

従って、原則として全面公開すべきである。

イ 本件公開請求は、訴訟事件の事件番号を明記して請求しているから、訴状の内容はすべて公開してしかるべきである。

なぜならば、法廷は公開されており、訴状は口頭で陳述されるのであ

るから、傍聴人など一般県民にも分かることである。

然るに、本件公開文書によると、訴状という標題を除いて全文墨塗りされて、内容がまったく分からない。

従って、このような非公開は違法である。

ウ よって、墨塗り部分の全面公開を求める。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、千葉ニュータウン事業における土地所有権移転登記抹消登記手続及び土地所有権移転登記手続訴訟に関して、弁護士報酬料及び二重登記訴訟に係る費用(印紙・切手代)を支出するために作成されたものであり、訴訟相手の住所、氏名、関係者氏名等の個人情報、訴訟委任の相手方の口座情報、印影等並びに契約締結等の事務事業に関する情報が記録されている。

(2) 非公開情報について

ア 本件文書に記録された情報のうち、実施機関が、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第2号の規定により非公開とした情報は、次のとおりである。

(ア) 支出(振替)回議書(支出回議書番号第57号)

a 支出(振替)回議書の「共有地の名称」

b 訴訟委任契約書の別紙、物件目録の「土地の地番、地積、個人名、共有持分」

c 土地所有権移転登記手続及び所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起並びに訴訟委任契約の締結について(〇〇〇〇ほか4名)の起案文写し(以下「起案文」という。)

(a) 起案用紙件名の「個人名」

(b) 伺いの「個人名(県依頼の弁護士を除く)、人数、土地の地番、地積、土地登記の状況、訴訟対象者の住所、所有権持分」

(c) 別紙1の「個人名(県依頼の弁護士を除く)」

- (d) 弁護士報酬額についての「個人名、土地の地番、地積、固定資産評価額、所有権持分、経済的利益の額(固定資産評価額による)、公簿面積、実測買収面積、訴訟対象者の住所」
- (e) 訴訟委任契約書(案)の物件目録の「土地の地番、地積、個人名、共有持分」
- (f) 委任状の「個人名、土地の地番」
- (イ) 支出回議書(支出回議書番号第50号)
 - a 支出回議書の「共有地の名称」
 - b 支出負担行為(調達)回議書(回議書番号10-55)
 - (a) 支出負担行為(調達)回議書の「共有地の名称」
 - (b) 起案文(前記(ア)c(a)及び(b)に同じ)
 - (c) 訴状(案)の「被告氏名、個人名」

イ 次に、旧条例第11条第3号の規定により非公開とした情報は、支出(振替)回議書(支出回議書番号第57号)に記録された情報で、次のとおりである。

- (ア) 支出(振替)回議書の「金額、口座情報」
- (イ) 請求書の「印影、請求金額、消費税額、口座情報」
- (ウ) 委任状の「印影、前払金額」
- (エ) 訴訟委任契約書の「委任料額、消費税額、委任料分割支払額及びその消費税額、弁護士の印影」
- (オ) 起案文の弁護士報酬額についての「報酬額、消費税額、(民事事件)経済的利益の額、報酬額(算定の上限額)、事件数、算出された報酬額」
- (カ) 訴訟委任契約書(案)の「委任料額、消費税額、委任料分割支払額及びその消費税額」

ウ 次に、旧条例第11条第8号の規定により非公開とした情報は、次のとおりである。

- (ア) 支出(振替)回議書(支出回議書番号第57号)
 - a 起案文
 - (a) 伺いの「1ページの2行目以降全部、2ページの1行目から7行目(共有地の所有権移転交渉において、支障となっている事項と訴訟が

必要な理由等)」

(b) 別紙1の「4行目から7行目（弁護士を選定理由）」

(イ) 支出回議書（支出回議書番号第50号）

a 起案文の一部(伺い部分)

(a) 前記 (ア) a(a)に同じ

(b) 前記 (ア) a(b)に同じ

(c) 訴状（案）の一部分（1ページ、2ページ）の「全文（請求の趣旨）」

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

本件文書は、現在係争中の裁判関係者の住所、氏名等の特定個人が明らかに識別される情報のほか、住所、氏名を削除しても登記簿等他の情報と結びつけることにより特定個人が識別され得る土地の住所、地積、登記名義人、共有持分等の情報が記載されていることから、本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性について

訴訟記録の閲覧等により、本件文書記載の情報は知り得ることもできるが、公文書公開と裁判は、制度が異なる。

公文書公開は、「県民の公文書の公開を請求する権利」を根拠に請求者のいかなを問わず公開、非公開を調整するものであるのに対し、裁判は、特定関係者間で権利の存否等を争うものである。

したがって、裁判の訴訟記録の閲覧等から本件文書記載の個人情報を知り得るといっても結果的に知り得ることであり、本件文書記載の情報は、何人も閲覧できる情報にはあたらない。

また、訴訟記録の閲覧等にあっても、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧や謄本等の交付請求は、当事者と利害関係を疎明した第三者に制限され、秘密保護のため当事者の申立て、決定により秘密記載部分の閲覧等は当事者に限ることができる等の制限があることから、訴訟記録の閲覧等により知り得ることができることを理由に、本件文書記載の情報は何人も閲覧できる情報ではない。

ただし書口、ハに該当する情報も記録されていない。

(4) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 本号本文該当性について

非公開とした部分は、弁護士との訴訟委任契約金額や契約金算定根拠、前払額及び弁護士の金融機関口座情報並びに印影等であり、事業を営む個人に関する情報が記載されており、契約(報酬)金額や請求額は、営業実態そのものを形成する情報である。

また、契約金額は、弁護士の不動産関係の訴訟経験や知識及び千葉ニュータウン事業における用地取得に係る二重登記問題に関するという特殊性とあわせ、県における訴訟に係る契約実績等も勘案しながら、本件訴訟のために弁護士が提供する知的労務を評価した価格であり、これを公開した場合、弁護士という事業の性格上、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

金融機関口座情報及び印影は、個人が事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報であり、請求金額を受領するという目的のために、特に債務者に明示しているものであり、これを一般に公開した場合、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

イ 本号ただし書該当性について

ただし書イ、ロ、ハのいずれの例外規定にも該当しない。

(5) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本号前段該当性について

「事務事業」とは、実施機関が行うすべての事務事業をいい、組織、人事、財産管理等、いわゆる内部管理に係る事務事業を含むとされており、本文書は、現在係争中の裁判を提起するに至った事実関係、交渉結果及び提起内容、訴状の案(1ページ、2ページ)等が記載されており、これは、千葉ニュータウン事業を推進するうえでの用地業務に関するものであり、事務事業に該当する。

イ 本号後段該当性について

これらの情報は、争訟に係るものであり、公開した場合、現在係争中の裁判において、対立利害関係者が存在する争訟の性質から考えれば、その方針に関する情報が開示されてしまうと、それが相手方に知り得るところとなり、権利関係の確保維持という争訟の目的を達成することが困難になっ

てしまうといった裁判の遂行上、著しい支障を生じることとなる。

そこで、裁判の帰趨を決するような争訟の方針に関する情報を不開示とし、争訟に関する事務執行の適正妥当を図ろうとするものである。

また、本件文書に記載された訴訟に関する情報は、訴訟を提起すること、それに伴う弁護士との訴訟委任契約を締結すること及び訴状(案)の1、2ページ等の限られたものであり、これらの情報を公開した場合、本件裁判に係る県の立場が正しく認識されないおそれもあり、裁判の遂行上、著しい支障が生じることとなる。

さらに、本件共有地を取得するため、一部協力を得られない関係者と引き続き任意交渉を進めているところであり、このような交渉段階にある情報を公開した場合、交渉中の関係者が知り得ることとなり、本件共有地の取得事務だけでなく、他の共有地の取得に支障を生じるおそれがあり、円滑な用地取得業務の執行に著しい支障が生じるものと認められる。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

実施機関は、千葉ニュータウン事業地区内における共有地で、売買により千葉県が取得したものについて、真正な登記名義を回復するため土地の登記名義人と所有権移転交渉を進めてきたが、所有権移転登記に応じない者に対し、土地持分登記抹消登記手続請求等の訴訟を提起することとした。

本件文書は、この裁判に要する弁護士報酬料及び訴訟費用の支払いに係るもので、次のとおり構成されている。

ア 支出(振替)回議書(支出回議書番号第57号)(平成10年6月30日起票)

(ア) 支出(振替)回議書

(イ) 請求書

(ウ) 委任状

(エ) 訴訟委任契約書

(オ) 起案文

- a 起案用紙
- b 伺い
- c 別紙1（弁護士選定理由）
- d 弁護士報酬額について
- e 訴訟委任契約書（案）
- f 委任状

イ 資金前渡支払精算書（平成10年6月26日起案）

- (ア) 資金前渡支払精算書
- (イ) 受領証

ウ 支出回議書（支出回議書番号第50号）（平成10年6月22日起票）

- (ア) 支出回議書
- (イ) 資金前渡請求書
- (ウ) 支出負担行為(調達) 回議書（回議書番号10-55）
 - a 支出負担行為(調達) 回議書
 - b 別紙（訴訟に要する費用）
 - c 起案文（前記ア(ウ)の伺い文まで）
 - d 訴状(案)の一部分（1ページ、2ページ）

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、3(3)のとおり主張するので検討する。

ア 本号本文該当性について

- (ア) 「訴訟対象者の氏名・住所、第三者の氏名」は、特定個人が識別され得るものであり、本号本文に該当するものと判断する。
- (イ) 「共有地の名称、対象土地の地番、地積、共有持分または所有権持分、人数、土地登記の状況、固定資産評価額、経済的利益の額(固定資産評価額による)、公簿面積、実測買収面積」については、当該共有地の用地買収及び土地所有権移転登記がほとんど完了しており、土地所有権移転登記抹消登記に応じない者はごくわずかであることから、登記簿等、他の情報と組み合わせることにより、特定個人が識別され得るものであり、本号本文に該当するものと判断する。

イ 本号ただし書該当性について

前記ア(ア)及び(イ)で本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(3) 旧条例第11条第3号該当性について

次に、実施機関は、3(4)のとおり主張するので検討する。

ア 本号本文該当性について

(ア) 「弁護士報酬額の額・消費税額、支払額、預り税額、請求金額、前払金額、委任料額、委任料分割支払額、事件数、算出された報酬額」は、いずれも弁護士報酬料に関連するものであるが、一般的に弁護士報酬料は、日本弁護士連合会会規「報酬等基準規程」に準拠して決められるとはいえ、基準自体にも幅があるのが実態であることから、弁護士の能力、事案の難易度、複雑さ等により、報酬料の多寡は当然生ずると思料される。

実施機関は、訴えを提起するにあたり、裁判当事者の居所が遠隔地であることによる情報収集の困難が予想されることから、依頼する弁護士を2名とすることとあわせて、裁判の対象土地が二重登記であることの特殊性等を考慮し、弁護士の選任にあたっては、千葉ニュータウン事業を熟知し、共有地、二重登記に関する事情に詳しいこと、さらに不動産関係の訴訟に対する豊富な経験、知識を有することを要件としたところである。

したがって、これを公開することにより、弁護士の技量・能力等の評価がなされるおそれも否定できないことから、関連する消費税額等を含めて、非公開とすべき理由もないとはいえない。

しかしながら、公的機関が依頼者となる事件の弁護士報酬額は、予算の適正な執行という点からすれば、当該事件処理により確保される経済的利益の価額に基づいて客観的に決定されるべきもので、私人や会社が支払う弁護士報酬額よりも、より定型的に算出されているのが実態と考えられる。

本件についても、実施機関は、「千葉県企業庁争訟事件の報酬等に関する規程（内規）」に定めるところの経済的利益の額に対応する額の上限額を使用し、弁護士報酬額を決定したものである。

このようにして決定された弁護士報酬額が明らかになったとしても、事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとまではいえない。

- (イ) 「口座情報」は、債務者等、特定の者に提示する財産管理に関するものであり、「弁護士の印影」は、契約の締結等、重要事項の確認等に当たり押印されるものであることから、いずれも事業を営む個人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められ、本号本文に該当するものと判断する。
- (ウ) 「(民事事件)経済的利益の額、報酬額(算定の上限額)」は、千葉県企業庁争訟事件の報酬等に関する規程(内規)により定められた額であり、いずれも本号本文に該当しない。

イ 本号ただし書該当性について

前記ア(イ)で本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

次に、実施機関は、3(5)のとおり主張するので検討する。

ア 本号前段該当性について

二重登記抹消のための交渉は、千葉県が取得した土地の権原を確定するための用地業務であり、裁判は、真正な登記名義を回復するための一環として提起するもので、本号前段に該当する。

イ 本号後段該当性について

- (ア) 起案文伺いの「共有地の所有権移転交渉において、支障となっている事項と訴訟が必要な理由等」は、共有地の売買契約の締結状況、所有権移転交渉の結果、支障となっている事項、及び訴えを提起するに当たっての請求内容が具体的に記録されており、公開することにより係争中の裁判に少なからず影響を与えることが予想され、その結果によっては、同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められ、本号後段に該当するものと判断する。
- (イ) 起案文別紙1の「弁護士の選定理由」は、訴えの提起をするに当たり、裁判を有利に展開するために必要な人材の選定要件等が記録されており、これを公開することにより、前記(ア)と同様な支障が生ずると認められ、本号後段に該当するものと判断する。
- (ウ) 訴状(案)の「請求の趣旨」は、弁護士との協議に基づき作成した案段階の訴状の一部で、請求の趣旨が列記されているだけのものであり、こ

れを公開することにより、訴えの正当性等が正しく伝わらず、憶測等から様々な誤解を生ずることとなり、前記(ア)と同様な支障が生ずると認められ、本号後段に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、2(2)アのとおり主張するので検討する。

公文書公開請求権は、旧条例により創設されたものであり、県の保有する公文書は、原則、公開としている。

しかしながら、旧条例第11条各号は、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報として、できる限り明確かつ合理的に定めているものであり、公開請求があった公文書に本条各号に該当する情報が記録されていれば、当該部分については非公開とするものである。

イ 次に、異議申立人は、2(2)イのとおり主張するので検討する。

法廷における口頭陳述は、訴状の全文について述べられるものではなく、また、法廷という限られた場所での陳述であり、公知の情報とまではいえない。

したがって、このような非公開は違法であるとの主張は、失当である。

(6) 結論

以上により、実施機関が非公開とした情報のうち、「支出(振替)回議書(支出回議書番号第57号)」の金額(5か所)、「請求書」の請求額及び消費税額、「委任状」の委任料(前払金)、「訴訟委任契約書」の委任料及び消費税額、分割払額及びその消費税額、起案文中「弁護士報酬額について」の報酬額、消費税額、千葉県企業庁争訟事件の報酬等に関する規程(内規)により定められている(民事事件)経済的利益の額及び報酬額(算定の上限額)、一件当たりの報酬額、事件数、算出される報酬額、「訴訟委任契約書(案)」の委任料及び消費税額、分割払額及びその消費税額、については、旧条例第11条第3号に該当せず、公開すべきである。

その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12. 10. 4	諮問書の受理
12. 11. 20	実施機関の理由説明書の受理
14. 5. 31	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 9. 18	審議
14. 12. 3	審議
14. 12. 18	審議
15. 1. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学教授	
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
-------	----------	-----

(五十音順：平成15年1月29日現在)